

**総合診療科の専門医認定後、岐阜県で勤務
する意思のある方に、研修資金を貸与します！**

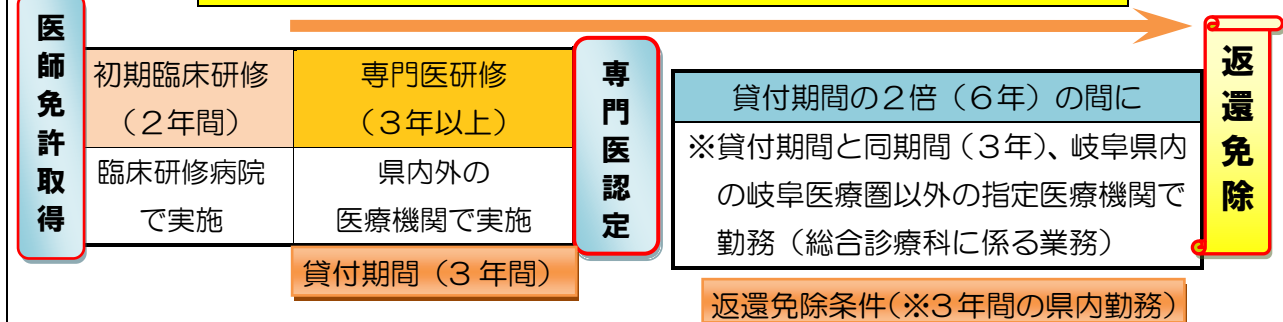
専門医認定後一定期間、岐阜県内の医療機関で勤務していただいた場合、
貸付金額全額の返還が免除されます。

※返還免除額（＋利息相当額）は課税対象となります。

岐阜県総合診療科医師研修資金貸付制度の概要

貸付金額	年額1,200,000円
貸付期間	県内外で研修を行う総合診療科の専門研修医に対して、最大3年間、1年単位で貸し付けます。※同種の研修資金等の貸付けとの併用はできません。
募集診療科	総合診療科
募集人数	2名（岐阜県医学生修学資金の貸付を受けている方、自治医科大学卒業生は対象外）
募集期間	令和7年4月1日（火）～5月31日（土）
返還免除条件 （全額免除）	専門医認定後、貸付期間の2倍（2年、4年、6年）の期間に、貸付期間と同期間（1年、2年、3年）、岐阜県内の岐阜医療圏以外の区域内に所在する知事が指定する医療機関で総合診療科に係る業務に従事すること ＜専門医研修修了から専門医認定までにおける勤務期間も、上記の業務従事期間に含まれます＞

研修資金返還免除までの流れ（貸付けを3年間受けた場合の例）



※上記返還免除条件を満たすことができず、研修資金を返還することとなった場合は、貸付金額に年10%の利息を付して返還していただきます。
 ※返還免除時に返還免除額＋利息相当額（年10%）が所得税の課税対象となります。（実際の課税額については、給与所得額や扶養控除額などによって決定されるため、お近くの税務署にお問い合わせください。）（令和7年4月1日現在）

制度の詳細及び応募方法等は、岐阜県庁ホームページをご覧ください。

岐阜県 医師研修資金

検索

【お問い合わせ先】



担当課	〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1 岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課 医療人材確保係		
担当係長	森 林	担当者	田 島
電 話	058-272-8254（直通）		
F A X	058-278-2871		
メー ル	c11230@pref.gifu.lg.jp		